

# GLTD (団体長期障害所得補償制度)

L 会員

病気やけがで長期間働けないときに給付されます。

病気やけがで、働けない状態が 545 日継続した場合、最長 60 歳まで給付金が受けられる制度です。

## ● 給付金額 月額 50,000 円

### 【対象者】

- 共済会 L 会員本人で、通常勤務されている 60 歳未満の会員

### 【給付期間】

- 病気やけがで働けない状態が 545 日を経過後、最長満 60 歳に達するまで。

- ① 病気やけがは、業務中に発生したものを除きます。
- ② 病気やけがで働けない状態とは、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことを医師が認定した場合です。
- ③ 精神障害が原因での給付期間は最長 2 年間です。



給付該当者には保険代理店 (株)エムアイカードより手続きについてご案内いたしますが、545 日以上働けない状態が継続した場合、以下へご連絡ください。  
損害保険ジャパン(株)長期補償保険金サービス課  
0120-125-822 (受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)

### 【重要なお知らせ】

GLTD(団体長期障害所得補償制度)は、2025年2月に制度改定をいたします。  
制度改定の詳細につきましては、決まり次第ホームページ等でお知らせいたします。

## セイフティープラン 任意加入

# GLTD (団体長期障害所得補償制度)

L 会員

S 会員

病気やけがで就業障害となり、長期間働けない状態が続いた場合、最長満60歳まで所得が補償されます。

満 60 歳未満の L 会員は全員加入分の月額 5 万円の所得補償に加え、任意加入でさらに収入を補うことができます。  
月額保険金額 1 口 25,000 円単位で加入でき、退職しても最長 60 歳まで保険金が支払われます。  
(精神障害が原因での給付は最長 2 年間です。)

## ● 月額保険金額と保険料 (※ 2024 年 2 月現在の保険料です)

### Aプラン《安心補償プラン》

会社や三越伊勢丹健康保険組合の制度ではカバーできない収入分を補償するプランです。

月額保険金額	月額保険料	加入口数	支払対象外期間
25,000円 <1口>	1口あたり 280円	10口まで	90日間

### Bプラン《充実補償プラン》

会社や三越伊勢丹健康保険組合で給付される制度の終了以降に、収入分を補償するプランです。

月額保険金額	月額保険料	加入口数	支払対象外期間
25,000円 <1口>	1口あたり 210円	8口まで	545日間

- 制度の詳細内容は、共済会ホームページに掲載の「三越伊勢丹グループ共済会セイフティープラン」パンフレットをご覧ください。

お問合せ

〈取扱代理店〉(株)エムアイカード 保険担当  
〒104-6212 東京都中央区晴海 1-8-12  
内線:804-2534 外線:0120-881-100  
(受付時間: 10:00 ~ 17:00 土曜・日曜・年末年始を除く)

〈引受保険会社〉損害保険ジャパン(株)

- このご案内は、概要を説明したものです。

詳しい内容については、取扱代理店または損害保険ジャパン(株)までお問い合わせください。



新制度に移行の為、現行制度の募集は終了。  
秋期募集に新制度への新規加入・変更・脱退を受付。



給付事由が発生した場合は、以下へご連絡ください。  
損害保険ジャパン(株)事故サポートセンター  
0120-727-110 (受付時間: 24時間 365日)

### 【重要なお知らせ】

GLTD(団体長期障害所得補償制度)は、2025年2月に新制度へ移行いたします。  
それにとまなうシステム移行作業の為、現行制度の募集は終了しております。  
制度改定の詳細につきましては、決まり次第ホームページ等でお知らせいたします。